

足立区廃棄物処理施設設置整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物処理施設の設置に関して、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第93号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条及び第51条に定める建築基準法関係規定（以下「建築基準法関係規定」という。）に基づく申請手続を行う廃棄物処理施設の設置事業者（以下「設置事業者」という。）への事前指導及び助言を行うにあたっての基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次項各号のとおりとする。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項若しくは第7条第1号から第13号の2までに該当する施設で、建築基準法第6条第1項の確認又は同法第51条の許可を要するもの又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者が廃棄物処理の用に供する施設若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第2条各号、第2条の3各号、第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号若しくは第10条の15各号に規定する者が廃棄物処理の用に供する施設で、建築基準法第6条第1項の確認を要するもの。

(2) 近隣関係住民 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例（昭和54年足立区条例第7号。以下「紛争予防条例」という。）第2条（6）に規定する近隣関係住民

(3) 隣接関係住民等 紛争予防条例第2条（7）に規定する隣接関係住民及び町会等（事業者の責務）

第3条 事業者は、廃棄物処理施設の設置及び管理運営に当たっては、周辺の居住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(事前協議及び承認)

第4条 設置事業者は、建築基準法関係規定に基づく申請手続を行う前に事前協議書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書で協議を必要とする事項は、この基準に定める近隣関係住民及び隣接関係住民等（以下「近隣関係住民等」という。）との調和に関する事項、環境整備

事項、管理運営事項及びその他区長が必要と認める事項とする。

3 事前協議書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設設置計画概要書（第2号様式）
- (2) 案内図
- (3) 公図写・敷地求積図
- (4) 土地利用計画図・配置図
- (5) 各階平面図・立面図・断面図
- (6) 現地写真
- (7) 現況図
- (8) 給排水計画図
- (9) 敷地面積500㎡以上の場合、雨水流失抑制設備図
- (10) 管理運営関係書類
- (11) その他区長が必要と認め指示する図書等

4 区長は、第1項の事前協議書が提出されたときは、これを審査し、条例及び第7条から第9条までに定める事項に適合すると認められるときは、事前協議承認書（第3号様式）を交付するものとする。

（事前公開）

第5条 設置事業者は、廃棄物処理施設の設置計画の周知を図るため、前条の承認後に当該計画敷地の見やすいところに標識を設置するものとする。この場合において、設置届の提出、標識の様式、設置場所、設置期間、設置方法及び記載事項等の変更については、紛争予防条例及び足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例施行規則（昭和54年足立区規則第19号。以下「紛争予防条例施行規則」という。）の規定による。

（近隣関係住民等との調和）

第6条 設置事業者は、紛争予防条例で定めるところにより近隣関係住民にその計画内容の周知を行う。

2 設置事業者は、近隣関係住民等にその計画内容について理解を得られるよう努めるものとする。

3 設置事業者は、廃棄物処理施設の設置事業によって生じたすべての紛争の解決について誠意をもってあたるものとする。

4 設置事業者が建築基準法第51条ただし書の許可を要する廃棄物処理施設を設置する場合の基準は、第1項から前項までに規定するものによるほか、別に定めるものとする。

（環境整備事項）

第7条 設置事業者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 近隣への悪影響となる騒音、振動、臭気、及び粉塵等の防止に必要な措置を講じること。
- (2) 廃棄物処理施設は、原則として現況幅員6メートル以上の道路に接して設けること。また、搬出入経路の道路幅員は、主要道路から当該敷地まで6m以上の現況幅員を有すること。

- (3) 事業者は、周辺環境の向上及び交通安全のため、敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5m以上の歩道（自主管理のもの）を敷地内に整備するものとする。ただし、事業区域に接して公共歩道が整備されている道路については、この限りでない。
- (4) 隣地境界線から廃棄物処理施設の外壁までの距離は、原則として、1.5メートル以上とし、後退した部分の隣地境界沿いは、中高木の樹木などにより緑化を行うこと。
- (5) 接道部及び敷地内は、足立区緑の保護育成条例(昭和51年足立区条例第39号)の規定に基づき緑化を推進すること。
- (6) 自動車駐車場は、荷捌きその他の用途で廃棄物処理施設に必要な台数を確保すること。この場合において、荷捌き用駐車場は敷地内で確保するものとし、その他の駐車場は敷地内又は当該建築物の敷地から概ね300m以内の隣接地に確保すること。
- (7) 自動車の出入口については、歩行者の安全に配慮するとともに、停止線、警報装置、カーブミラー等の安全施設を設けること。
- (8) 廃棄物処理施設が、周囲の景観等と調和するよう留意すること。

(管理運営事項)

第8条 廃棄物処理施設を管理運営する事業者（以下「管理事業者」という。）は、その管理運営について次に掲げる事項を遵守するとともに、近隣関係住民等の意向を可能な限り尊重するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設内外の音又は臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音・防臭等に配慮すること。
- (2) 廃棄物は、屋外で保管しないこと。
- (3) 廃棄物の車両による搬入搬出作業は、深夜早朝などを除き、隣接関係住民に配慮した時間帯とすること。
- (4) 廃棄物の処理、保管を行う建物の出入り口および開口部は、搬出入などで必要な場合以外は極力開放しないこと。
- (5) 施設及び周辺地域に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。
- (6) 施設の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (7) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮するとともに、事業により居住環境及び生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。

(足立区環境整備基準の準用)

第9条 設置事業者は、足立区環境整備基準（平成25年10月17日施行）第5条から第25条までに規定する協力責務を遵守するものとする。

(工事完了の報告)

第10条 設置事業者は、当該廃棄物処理施設の設置の完了後遅滞なく工事完了報告書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(計画変更及び事業者変更)

第11条 設置事業者は、廃棄物処理施設設置計画を変更しようとするときは、速やかに計画変更届(第5号様式)を区長に提出するものとする。

2 設置事業者又は管理事業者は、当該設置計画又は設置する廃棄物処理施設を譲渡又は賃貸する場合において、この基準に基づく区との協議及び近隣関係住民等との間で申し合わせ内容等があるときは、譲受人又は賃借人に引き継ぎ、これを遵守させるものとする。

(協議事項の履行)

第12条 設置事業者は、区と協議した事項について誠意をもって確実に履行するものとする。

(事業者名の公表等)

第13条 区長は、本基準に基づく協議及び区の指導に応じない事業者がある場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し条例第24条により協議に応じ、又は指導に従うよう勧告することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、条例第25条により事業者が当該勧告に従わない事実を公表することができる。

付 則 (26足都建発第1481号 平成27年3月25日 区長決定)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (30足都建発第1778号 平成31年3月26日 区長決定)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (2足都建発第2194号 令和3年3月31日 区長決定)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。